

障害児支援の見直しについて

見直しの経緯

- 障害者自立支援法の附則で障害児支援について3年後の見直しの検討項目とされたことや、障害児を取り巻く環境の変化を踏まえ、本年3月から11回にわたり「障害児支援の見直しに関する検討会」を開催。
- 今後の障害児支援のあるべき姿と具体的な施策について、7月22日に報告がまとめられた。

※ 別冊 参考資料 1、2 参照

見直しの基本的視点

検討会報告のポイント

- 子どもは次世代を担う社会の宝であり、心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきもの。これは障害のある子どもも同様。
- 平成18年には、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域づくりを目指した「障害者自立支援法」が施行されている。障害児支援についても「自立と共生」という理念を踏まえた検討が求められる。
- 障害児は、専門的な支援を図っていくことが必要であるが、他の子どもと異なる特別な存在ではない。様々な子どもが互いのふれあいの中で育っていくことは、障害のある子どもにとってもない子どもにとっても有益なことと考えられる。
- こうした基本認識に立った上で、検討会では、次の4つの基本的な視点を基に検討。

1. 子どもの将来の自立に向けた発達支援

～ 子どもの時期からの適切な支援が将来の自立と自己実現につながることを踏まえ、子どもの将来の自立に向けて発達を支援していくという視点。

2. 子どものライフステージに応じた一貫した支援

～ 入学や進学卒業などによって支援の一貫性が途切れないよう、関係者の連携を図り、子どものライフステージに応じて一貫した支援を行っていくという視点。

3. 家族を含めたトータルな支援

～ 子どもの育ちの基礎となるのは家族であり、家族を含めたトータルな支援をおこなっていくという視点。

4. できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

～ 子どもの頃から共に学び、遊び、育つことが共生社会の実現につながる。また、できるだけ生活の場から近いところで支援を受けることが望ましく、できるだけ身近な地域において支援していくという視点。



【論点(案)】

(基本的視点)

障害児支援施策の見直しに当たって、次の4つを基本的な視点としてはどうか。

(1) 子どもの将来に向けた発達支援

(2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援

(3) 家族を含めたトータルな支援

(4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応

(1) 障害の早期発見・早期対応の取組の強化

現状・課題

- 障害については、①出産前後や乳児期に分かる場合、②1歳半児健診や3歳児健診などを契機に分かる場合、③発達障害の場合など保育所等の日常生活の場での「気付き」による分かる場合などがあるが、いずれの場合にも、早期発見から早期対応につなげる体制を作っていくことが必要。

検討会報告のポイント

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、児童福祉、障害児通園施設等の障害児の専門機関等の連携を強化し、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりを目指していく必要がある。
- 市町村の地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関の連携を強め、体制を整備していくことが一つの方法。

(取組例)

出産前後や乳児期に分かる場合	親の心理的なケアを含めて、 <u>医療機関、母子保健、福祉の関係者が確実に連携する体制づくり</u>
1歳半児健診や3歳児健診などで分かる場合	<u>健診では疑いにとどまる場合も含め確実にフォローを行い、福祉につないでいく体制づくり</u> 障害児の専門機関が保健センター等を巡回支援
保育所等の日常生活の場で分かる場合	子どもの成育の遅れについての保育士等の「気付き」をそのままにしておくことなく、適切な支援につなげる。 <u>研修や、専門機関による巡回支援を実施。</u>

(2)「気になる」という段階からの支援

現状・課題

- 障害のある子どもは、なるべく早く専門的な支援を行うことが、子どもの発達支援の観点からも大切と考えられるが、①発達障害等の場合で明確な診断ができないケース、②障害があるが親がそれに気づき、適切に対応できていないケースなど、十分な支援につなげていない場合がある。

検討会報告のポイント

- 「気になる」という段階から、親子をサポートできるような仕組みが必要。
- 身近で親に接している者(保健師、保育士等)と、障害児の専門機関の者が、連続性をもって重層的に対応することにより、早期の支援につなげていくことが求められる。

(取組例)

①親にとって身近な敷居の低い場所での支援	障害児の専門機関が保健センターなどに出向いていくことにより、身近なところで発達相談等の専門的な支援が受けられるようにする
②障害の確定診断前からの支援	親の心が揺れているような段階に、発達支援のサービスを体験的に利用できるようにする

部会でのこれまでの主な意見

- 早期発見、早期療育の連携体制が身近に整備されること。
- 障害の特性、発達段階に応じた適切な療育支援施策の構築を。

※ 参考資料 3、4



【論点(案)】

(関係機関の連携による障害の早期発見・早期対応の取組の強化)

1. 障害の早期発見・早期対応の取組を強化するため、各地域において、医療機関(産科、小児科)、母子保健、児童福祉、障害児通園施設等の障害児の専門機関等の連携を強化し、なるべく早く親子をサポートしていく体制づくりを進めていくべきではないか。その際、地域自立支援協議会について、子ども部会を設置する等により、活用を図るべきではないか。

(「気になる」という段階からの支援)

2. 「気になる」という段階から親子を支援するため、障害児の専門機関が保健センターなど親にとって身近な敷居の低い場所に出向いていたり、障害の確定診断前から発達支援サービスを体験利用できるようにしていくなどの取組を進めていくべきではないか。

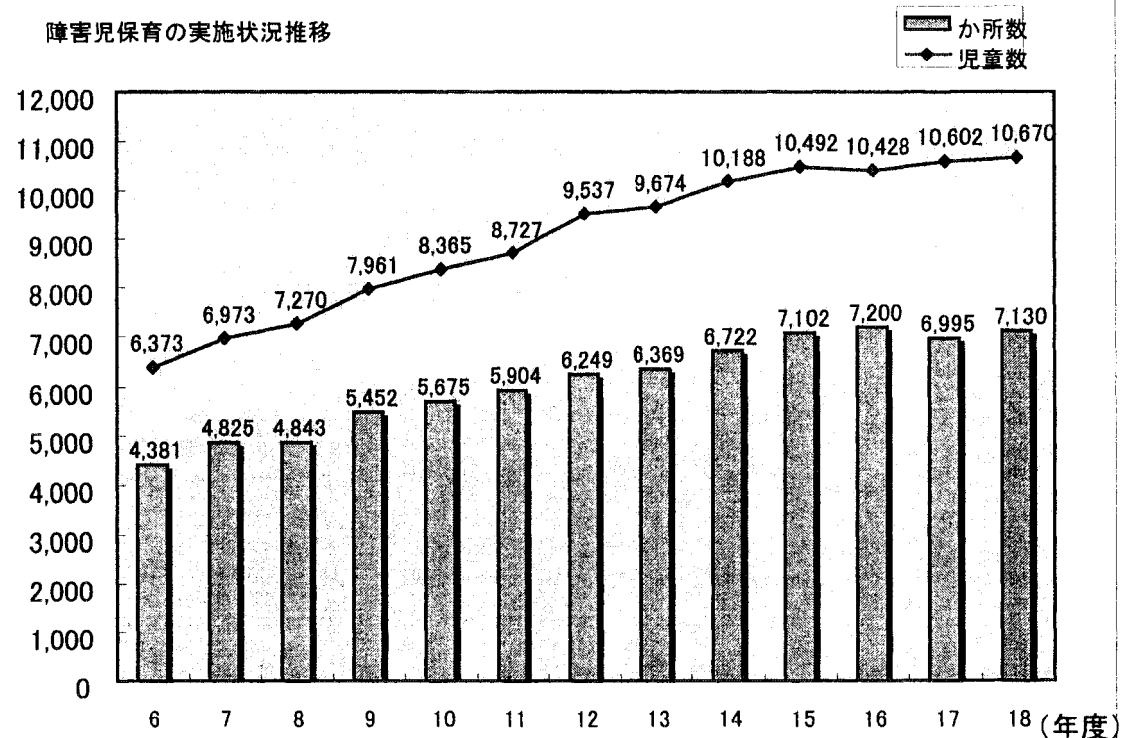
2. 就学前の支援策

(1) 保育所等での受入れの促進

現状・課題

- 保育所での障害児の受入れは年々増加しており、平成19年度に保育士の加配についての交付税措置も充実が図られている。
- 引き続き、保育所での保育に欠ける障害児の受入れ等を促進していくとともに、保育士等の資質の向上を図っていく必要がある。

障害児保育の実施状況推移



※児童数は、特別児童扶養手当支給対象児童数

検討会報告のポイント

- 障害児の専門機関が、保育所等を巡回支援していくことにより、保育所等での受入れを促進するとともに、これまで障害児通園施設等に通っている子どもが並行してなるべく多く保育所等に通えるようにしていく。

(2) 障害児通園施設と児童デイサービスの機能の充実

現状・課題

- 現在、障害児通園施設、より身近な場でサービスを受けられる児童デイサービス等の通所施設がある。
- 障害児の通所施設については、地域における専門機関として、地域への支援の役割を強化していくことが求められている状況にある。
- また、より身近な地域で支援を受けられるようにしていくことが求められている。

○児童福祉法に基づく障害児通園施設

知的障害児通園施設	254か所	8,981人
難聴幼児通園施設	25	746人
肢体不自由児通園施設	99	2,608人

○障害者自立支援法に基づく通所事業

児童デイサービス	1,092か所	32,329人
----------	---------	---------

○予算事業

重症心身障害児(者)通園事業	280か所	
----------------	-------	--

検討会報告のポイント

- 障害児の通所施設について、地域への支援機能を充実していくという観点から、保育所等への巡回など外に出て行って障害児や親、保育士等を支援する機能や、障害児や発達障害など発達上支援が必要な子どもについて相談支援やコーディネートを行う機能を十分に果たせるようにしていくべき。
- 障害児の通所施設について、障害の重複化に対応し、身近な地域で支援を受けられるようにするために、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、通所施設の一元化の方向で検討していくべき。その際、診療所と一体的に運営されているもの、単独で運営されているものがあることを踏まえ、その在り方を検討していくことが必要。
- 予算事業として実施されている重症心身障害児(者)通園事業の充実について、法令上の位置付けも含め検討していくことが必要。

部会でのこれまでの主な意見

- 一般の保育所での受入れを進めるに当たっては、保育士など人的な配置が必要。
- リハビリ職や心理職等が保育所、幼稚園等に巡回支援を行うことが重要。
- 障害児通園施設の一元化。

※ 参考資料 5～11



【論点(案)】

(障害児の保育所等での受入れ)

1. 障害児の通所施設が保育所等を巡回支援していくことにより、障害児の保育所等での受入れを促進していくべきではないか。

(通所施設の地域への支援の役割の強化)

2. 障害児の通所施設について、地域への支援の役割を強化していく観点から、地域に出て行って親子や保育士等を支援する機能や、発達障害などの子どもの相談支援を行う機能を十分に果たせるようにしていくべきではないか。

(通所施設の一元化)

3. 障害児の通所施設について、身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受け入れられるよう、一元化の方向で検討していくべきではないか。その際、診療所と一体的に運営されているもの、単独で運営されているもの等があることを踏まえ、その在り方を検討するべきではないか。また、重症心身障害児(者)通園事業の充実について、法令上の位置付けも含め検討していくべきではないか。

3. 学齢期・青年期の支援策

(1) 放課後や夏休み等における居場所の確保

現状・課題

- 学齢期の放課後や夏休み等における居場所の確保策の充実を求める声が多い。
(障害児が利用できる放課後支援策)

経過的儿童デイサービス事業 (自立支援給付の対象)	障害児に対して集団療育を行う事業。就学前児童が原則であるが、学齢期の児童についても経過措置として対象となっている。
日中一時支援事業 (地域生活支援事業(補助金))	一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者について、日中活動の場を提供する事業。
放課後児童クラブ	概ね10歳未満の留守家庭の児童を対象とした事業。
放課後子ども教室推進事業	主に小学生を対象に、安全・安心な児童の居場所を確保する事業。

検討会報告のポイント

- 経過的な児童デイサービス事業や、日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること、中学時や高校時に活用できる一般施策がほとんどないことを踏まえ、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものについては、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施していくことを検討していくべき。
- 一般施策である放課後児童クラブにおいても年々障害児の受入れが拡大しており、今後は、専門的な対応を図っていくため、障害児の専門機関が放課後児童クラブ等についても巡回支援することが考えられる。

(2) 卒業後の就労・地域生活に向けた教育・福祉・就労施策の連携

現状・課題

- 学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を図っていくことが必要。

(参考) 特別支援学校高等部等の卒業生の進路
就職している者 23%、授産施設等の利用 56%

検討会報告のポイント

- 学校在学中から、卒業後の地域生活や就労を見据えて、例えば夏休み等において、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用していきようすることが考えられる。

(注) 障害者自立支援法附則第2条により、15歳以上の障害児も、就労移行支援等の事業を利用可能となっている。

部会でのこれまでの主な意見

- 特別な支援を特別な場所で行うだけでなく、一般の地域で必要な支援を、関係施策等を活用するような形で行うべき。
- 経過的児童デイサービス事業の制度化
- 日中一時支援事業の義務的経費化

※ 参考資料 12～19



【論点(案)】

(放課後や夏休み等における支援)

1. 現在の経過的な児童デイサービスや日中一時支援事業について、放課後や夏休み等における居場所の確保が求められていること等を踏まえ、子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業を実施するものは、放課後型のデイサービスとして新たな枠組みで事業を実施することとしてはどうか。

(障害児の放課後児童クラブ等での受入れ)

2. 障害児の専門機関が放課後児童クラブ等に対して巡回支援していくことにより、障害児の放課後児童クラブ等での受入れを促進していくべきではないか。

(卒業後の就労・地域生活に向けた関係施策の連携)

3. 学校卒業後に円滑に地域生活や就労への移行ができるよう、教育・福祉・就労施策の連携を強化し、例えば学校の在学中から、夏休み等において体験的に就労移行支援事業等を利用していくこととしてはどうか。